

議案第4号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西 村 和 平

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年加西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の右に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成 23 年 7 月 29 日に施行され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大されたことに伴い所要の改正を行うもの